令和８年１２月

伊那市議会定例会議案書

（関係資料）

令和８年１１月２７日

令和８年１２月伊那市議会定例会議案目次

議案第１号	公の施設の指定管理者の指定について	3
議案第２号	伊那中央行政組合規約の変更について	10
議案第３号	伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
議案第４号	伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
議案第５号	伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	48
議案第６号	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	51
議案第７号	伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	55
議案第７号関係資料	非常勤消防団員に係る退職報償金の比較について	59
議案第８号	伊那市中間教室条例の一部を改正する条例	60
議案第９号	令和８年度伊那市一般会計第４回補正予算について	63
議案第10号	令和８年度伊那市国民健康保険特別会計第１回補正予算について	64
議案第11号	令和８年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第２回補正予算について	65
議案第12号	令和８年度伊那市後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について	66
議案第13号	令和８年度伊那市介護保険特別会計第２回補正予算について	67
議案第14号	令和８年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第３回補正予算について	68
議案第15号	令和８年度伊那市水道事業会計第１回補正予算について	69

議案第１号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を別紙のとおり指定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

（議案第１号別紙）

１　市営駐車場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那市駅前駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
中央駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
通り町駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
山寺駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
再開発ビル駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
竜東駐車場	伊那電装株式会社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

２　公営住宅

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
若宮団地	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
日影団地	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
山本町団地	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

3　その他の住宅

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
若宮地優賃住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
二番郭内住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
五番住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
多町住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
相生住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
メゾン瀬戸	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
御堂垣外住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
荒町住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原上住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原中住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
山室住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

板山住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原北特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
瀬戸特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原南後継者定住住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原南住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
小原南特賃住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
的場住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
東高遠住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
塩供住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
市野瀬定住促進住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
非持定住促進住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
非持住宅	長野県住宅供給公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

4　野球場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那スタジアム	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
伊那市営野球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

5　運動場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
富士塚スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
美すずスポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
伊那西運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
東原スポーツ公園運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
陸上競技場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
高遠スポーツ公園総合運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
高遠スポーツ公園河川グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
長藤運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

河南運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
伊那里グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
長谷総合グラウンド	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

6　庭球場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
センターテニスコート	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
第２庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
サンビレッジ庭球場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

7　マレットゴルフ場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
花の丘マレットゴルフ場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

8　体育館

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那市民体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

サンビレッジ体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
高遠スポーツ公園文化体育館	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

９　武道館

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那市武道館	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

１０　屋内運動場

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那公園屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
高遠町屋内運動場	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで
ほりでいドーム	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

１１　防災コミュニティセンター

施　設　の　名　称	指定管理者の名称	指　定　の　期　間
伊那市防災コミュニティセンター	一般財団法人伊那市振興公社	令和９年４月１日から 令和14年３月31日まで

議案第２号

伊那中央行政組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条の規定により、伊那中央行政組合規約（昭和３８年長野県指令３８地第２７４号）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第２９０条の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４０年伊那中央行政組合条例第１６号）の廃止に伴い、規約の整備を行うため、提案するものであります。

（議案第２号別紙）

伊那中央行政組合規約の一部を変更する規約

伊那中央行政組合規約（昭和３８年長野県指令３８地第２７４号）の一部を次のように変更する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（組合の共同処理をする事務） 第３条　この組合は、次の事務を共同処理するものとする。 (1) 病院事業の設置及び経営に関する事務 (2) し尿処理場の設置及び経営に関する事務 (3) し尿汲取運搬に係る事務 (4) 伊那市西春近焼却灰最終処分場の管理に係る事務	（組合の共同処理をする事務） 第３条　この組合は、次の事務を共同処理するものとする。 (1) 病院事業の設置及び経営に関する事務 (2) し尿処理場の設置及び経営に関する事務 (3) 伊那市西春近焼却灰最終処分場の管理に係る事務

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第３号

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第３号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

（議案第３号別紙）

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊那市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（保育園等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定す	（保育園等との連携） 第７条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第８条の３第２項、第15条第１項及び第２項、第16条第１項、第２項及び第５項、第17条並びに第18条第１項から第３項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第６条の３第10項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」とい

旧	新
る幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	う。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
(1)～(2)　略	(1)～(2)　略
(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3) 当該家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
２～６　略	２～６　略
７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければな	７　前項（第２号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連

旧	新
らない。 (1)～(2)　略	携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)～(2)　略
第14条　削除	（児童対象性暴力等の防止） 第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。
（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略	（家庭的保育事業所等内部の規程） 第19条　家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(5)　略

旧	新
(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7)～(11)　略	(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員） (7)～(11)　略
（小規模保育事業の区分） 第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型とする。	（小規模保育事業の区分） 第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業Ａ型、小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。
（職員） 第30条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)～(2)　略 (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第30条　略 ２　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に１を加えた数以上とする。 (1)～(2)　略 (3) 満３歳以上満４歳に満たない児童　おおむね15人につき１人（法第６条の３第10項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、１人に限り、保育士とみ

旧	新
	なすことができる。 4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受け

旧	新
	ることができる体制を確保しなければならない。
（職員） 第32条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（職員） 第32条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

旧	新
（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。	（利用定員） 第36条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第６条の３第10項第１号の規定にかかわらず、その利用定員を６人以上10人以下とする。
（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を１人に限り、保育士とみなすことができる。	（保育所型事業所内保育事業所の職員） 第45条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項た

旧	新
	だし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。	（小規模型事業所内保育事業所の職員） 第48条　略 ２　略 ３　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。 ４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（長野県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は長野県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 ５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

旧	新
（準用） 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」と、同条第４号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第５号」とする。	（準用） 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第１号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第４号において同じ。）」とする。
附　則 １～３　略 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援そ	附　則 １～３　略 （連携施設に関する経過措置） ４　家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条

旧	新
の他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 ５～６　略	第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第７条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。 ５～６　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１４条の改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第４号

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和８年内閣府令第３号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

（議案第４号別紙）

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年伊那市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
目次 第１章～第２章　略 第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節～第２節　略 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） 第４章　略 附則　略	目次 第１章～第２章　略 第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節～第２節　略 第３節　特例地域型保育給付費に関する基準（第51条―第52条） 第４章　略 附則　略
（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条	（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条

旧	新
第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	３　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

旧	新
5　略	5　略
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略 ２　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　略	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　略
（利用者負担額等の受領） 第13条　略	（利用者負担額等の受領） 第13条　略

旧	新
２～３　略	２～３　略
４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	４　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)～(2)　略	(1)～(2)　略
(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用
ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供	ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア)　法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　7万7,101円	(ア)　教育認定子ども　7万7,101円
(イ)　法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）	(イ)　満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）　5万7,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、7万7,101円）
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年まで	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年まで

旧	新
に在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） 法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 （イ） 法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)～(5) 略 ５～６ 略	に在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） （ア） 教育認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 （イ） 満３歳以上保育認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者 ウ 略 (4)～(5) 略 ５～６ 略
（運営規程） 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項及び第３項に	（運営規程） 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第６条第２項に規定する選

旧	新
規定する選考方法を含む。） (8)～(11)　略	考方法及び同条第３項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　略
（定員の遵守） 第22条　略	（利用定員の遵守） 第22条　略
（虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（特別利用保育の基準） 第35条　特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供	（特別利用保育の基準） 第35条　特定教育・保育施設（保育園に限る。この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなけ

旧	新
する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	ればならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」

旧	新
の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。	と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。 ２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満３歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、

旧	新
施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

旧	新
（利用定員） 第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第29条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第32条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第34条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体	（利用定員） 第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（伊那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊那市条例第25号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第28条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第４項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。 ２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

旧	新
の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第６条の３第12項第１号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	(2) 事業所内保育事業　法第43条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　略 ２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条　略 ２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を

旧	新
保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項の特定地域型保育事業者は、同項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	４　前２項の特定地域型保育事業者は、前２項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

旧	新
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　略 ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

旧	新
(1) 特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
(2)　略	(2)　略
(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3) 当該特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
２～６　略	２～６　略
７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しな	７　前項（第２号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第１項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第１項第３号に掲げる事項

旧	新
ければならない。 (1)～(2)　略 8　略 9　略 10　略 11　略	に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)～(2)　略 8　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。 9　略 10　略 11　略 12　略
（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　略	（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 ２～６　略
（運営規程） 第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営につ	（運営規程） 第46条　特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営につ

旧	新
いての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項に規定する選考方法を含む。） (8)～(11)　略	いての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6)　略 (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第２項及び第３項に規定する選考の方法を含む。） (8)～(11)　略
（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略	（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　略
（定員の遵守）	（利用定員の遵守）

旧	新
第48条　略	第48条　略
（記録の整備） 第49条　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　略	（記録の整備） 第49条　略 ２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)～(5)　略
（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは	（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明書」とある

旧	新
「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。	のは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第２項において準用する認定こども園法第27条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る	（特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る

旧	新
法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給付費をいう。次条第３項及び第52条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第３項、第39条第３項及び第40条第２項を除き、前条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第３項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第１項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定

旧	新
提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。	満３歳以上保育認定子どもを除き、第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第３号に掲げる小学校就学前子ども」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。

旧	新
	第51条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 ３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第２項、第39条第２項及び第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第３項中「第19条第２号」とあるのは「第19条第１号」と、「満３歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第２号」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要

旧	新
	性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前各項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満３歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

旧	新
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満３歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（第51条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により	3　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の市町村が定める額」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣

旧	新
算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５号

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第１０４号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

（議案第５号別紙）

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊那市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年伊那市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（虐待等の禁止） 第13条　略	（虐待等の禁止） 第13条　略 （児童対象性暴力等の防止） 第13条の２　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第４項において準用する法第21条の５の18第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事

旧	新
	実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

議案第６号

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

伊那中央行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和４０年伊那中央行政組合条例第１６号）の廃止に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

（議案第６号別紙）

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１８年伊那市条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
第８条　削除	（し尿の取扱業者の義務） 第８条　法第７条第１項の規定により、し尿の収集又は運搬を業とする市長の許可を受けた者は、理由なくその収集又は運搬を拒んではならない。
（清潔の保持） 第９条　略 ２～４　略	（清潔の保持） 第９条　略 ２～４　略 ５　占有者は、次に掲げる事項に協力しなければならない。 (1) し尿以外の排出物を区分すること。 (2) 便槽を衛生的に管理し、雨水等が流入しないようにするとともに、土塊、砂利その他くみ取り作業を困難にし、又は処理施設を損なうおそれのあるものを入れないこと。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>（多量の一般廃棄物）
第15条　法第６条の２第５項の規定により、市長が占有者に対して指示することのできる多量の一般廃棄物は、次のとおりとする。
(1)　１日の平均排出量が10キログラムを超えるもの

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</td><td>（多量の一般廃棄物）
第15条　法第６条の２第７項の規定により、市長が占有者に対して指示することのできる多量の一般廃棄物は、次のとおりとする。
(1)　１日の平均排出量が10キログラムを超えるもの
(2)　し尿を１日平均180リットル以上排出するもの
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</td></tr>
<tr><td>（許可手数料）
第20条　一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下これらを「一般廃棄物処理業」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別表第２に掲げる手数料を納付しなければならない。</td><td>（許可手数料）
第20条　法第７条及び法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下これらを「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者又は浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、別表第２に掲げる手数料を納付しなければならない。なお、既納の手数料は、還付しないものとする。</td></tr>
<tr><td>別表第２（第20条関係）
一般廃棄物処理業の許可申請手数料<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>別表第２（第20条関係）
一般廃棄物処理業の許可申請手数料<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

旧			新		
浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可	１件	12,000円	浄化槽法第35条第１項の規定による浄化槽清掃業の許可	１件	12,000円
略			略		

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１５条の改正規定（同条第２号を第３号とし、第１号の次に１号を加える改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

議案第７号

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の改定を行うものであります。

（議案第７号別紙）

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１８年伊那市条例第１６８号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
（退職報償金の支給額） 第２条　略	（退職報償金の支給額） 第２条　略 （部長以上の階級に就任した場合の退職報奨金の支給の特例） 第２条の２　団員又は班長である非常勤消防団員が部長以上の階級に就任したときは、その就任した日の前日までの勤務年数（既にこの条例の規定により退職報奨金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた勤務年数を除く。以下この条において同じ。）について、その者を退職したものとみなして、その者に退職報奨金を支給する。ただし、当該就任した日の前日までの勤務年数が５年に満たないときは、この限りでない。 ２　前項本文の規定により退職報奨金が支給された場合におけ

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td></td><td>る第２条及び第４条の規定の適用については、同項の就任の日の属する月以後の期間のみをもって、その者の勤務年数を算定する。</td></tr>
<tr><td>（退職報償金の支給基礎となる階級）
第３条　前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が１年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が１年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。</td><td>（退職報償金の支給基礎となる階級）
第３条　第２条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が１年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が１年以上あるときは、総務省令の定めるところにより規則で定める階級とする。</td></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
退職報償金支給額表<table><tr><th>勤務年数
階級</th><th>略</th><th>20年以上25年未満</th><th>25年以上30年未満</th><th>30年以上35年未満</th><th>35年以上</th></tr><tr><td>団長</td><td></td><td>594</td><td>779</td><td>979</td><td>1,079</td></tr></table></td><td>別表第１（第２条関係）
退職報償金支給額表<table><tr><th>勤務年数
階級</th><th>略</th><th>20年</th><th>21年</th><th>22年</th><th>23年</th><th>24年</th><th>25年</th><th>26年</th><th>27年</th><th>28年</th><th>29年</th><th>30年</th><th>31年</th><th>32年</th><th>33年</th><th>34年</th><th>35年以上</th></tr><tr><td>団長</td><td></td><td>594</td><td>631</td><td>668</td><td>705</td><td>742</td><td>779</td><td>819</td><td>859</td><td>899</td><td>939</td><td>979</td><td>999</td><td>1,019</td><td>1,039</td><td>1,059</td><td>1,079</td></tr></table></td></tr>
</table>

旧

副団長	534	709	909	1,009
分団長	513	659	849	949
副分団長	478	624	809	909
部長	458	594	772	872
班長	438	564	734	834
団員	409	519	689	789

新

副団長	534	569	604	639	674	709	749	789	829	869	909	929	949	969	989	1,009
分団長	513	542	571	601	630	659	697	735	773	811	849	869	889	909	929	949
副分団長	478	507	536	566	595	624	661	698	735	772	809	829	849	869	889	909
部長	458	485	512	540	567	594	630	665	701	736	772	792	812	832	852	872
班長	438	463	488	514	539	564	598	632	666	700	734	754	774	794	814	834
団員	409	431	453	475	497	519	553	587	621	655	689	709	729	749	769	789

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例第２条の２の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に団員又は班長である非常勤消防団員が部長以上の階級に就任した場合について適用し、施行日前に部長以上の階級に就任した者については、なお従前の例による。

3　この条例による改正後の伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表第１の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

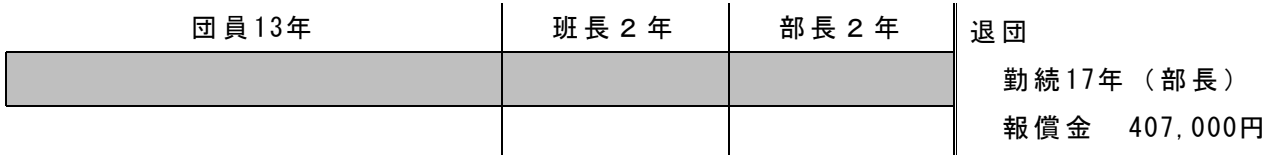
議案第７号関係資料

非常勤消防団員に係る退職報償金の比較について

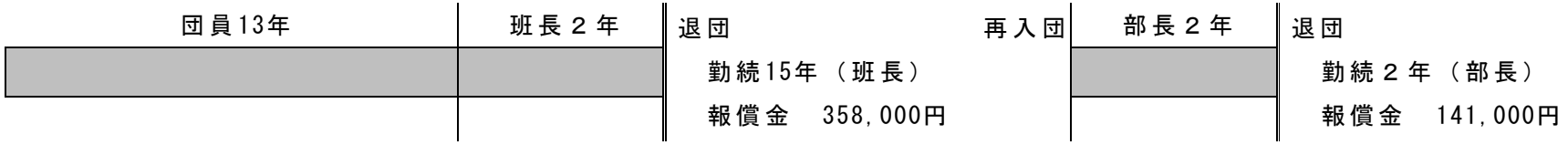
【条例第２条の２関係】

１　現行制度による退職報償金の試算

(1) 班長から継続して部長に就任し、退団した場合　４０７，０００円



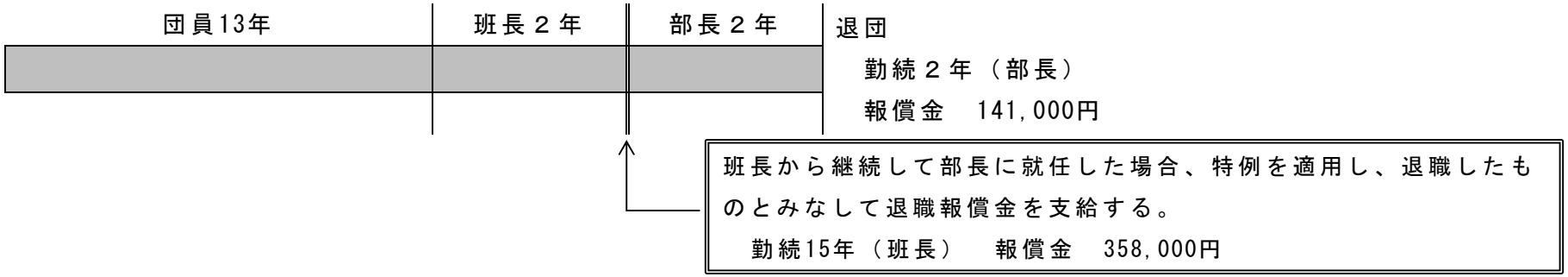
(2) 班長で退団し、期間を空けて部長として再入団し、退団した場合　合計４９９，０００円



(1)と(2)の差額　９２，０００円

２　改正後の制度による退職報償金の試算

班長から継続して部長に就任し、退団した場合　合計４９９，０００円



１(2)と同額となり、支給される退職報償金の不均衡が解消される。

議案第８号

伊那市中間教室条例の一部を改正する条例

伊那市中間教室条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

（提案理由）

伊那市中間教室の名称を変更するとともに、実情に沿った内容とするため、提案するものであります。

（議案第８号別紙）

伊那市中間教室条例の一部を改正する条例

伊那市中間教室条例（平成１８年伊那市条例第１７４号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
伊那市中間教室条例	伊那市教育支援センター条例
（設置） 第１条　市内の小中学校の不登校の児童生徒を対象に、学校復帰及び社会的自立に向けた集団適応指導、学習指導及び教育相談等を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項の規定により、中間教室を設置する。	（設置） 第１条　市内の小中学校の不登校の児童生徒その他これらに準ずる者として教育委員会が認めた者を対象に、学校復帰及び社会的自立に向けた集団適応指導、学習指導及び教育相談等を行うことを目的として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項の規定により、教育支援センターを設置する。
（名称及び位置） 第２条　中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。	（名称及び位置） 第２条　教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

旧	新
略	略
（開設時間及び休日） 第３条　中間教室の開設時間及び休日は、次のとおりとする。 (1) 開設時間　午前９時から午後３時までとする。ただし、登校時刻及び下校時刻については、規則で定める適応指導員が個々の不登校の児童生徒に応じ、適宜決めるものとする。 (2)　略	（開設時間及び休日） 第３条　教育支援センターの開設時間及び休日は、次のとおりとする。 (1) 開設時間　午前９時から午後３時までとする。 (2)　略 ２　前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要であると認めるときは、開設時間及び休日を変更することができる。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第９号

令和８年度伊那市一般会計第４回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市一般会計第４回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１０号

令和８年度伊那市国民健康保険特別会計第１回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市国民健康保険特別会計第１回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１１号

令和８年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第２回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第２回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１２号

令和８年度伊那市後期高齢者医療特別会計第１回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市後期高齢者医療特別会計第１回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１３号

令和８年度伊那市介護保険特別会計第２回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市介護保険特別会計第２回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１４号

令和８年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第３回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第３回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之

議案第１５号

令和８年度伊那市水道事業会計第１回補正予算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、令和８年度伊那市水道事業会計第１回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和８年１１月２７日提出

伊那市長　　吉　田　浩　之